

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 Z 4 - 1
- 2 案件名 財務会計システム改修業務委託（地方単独事業（ソフト）の決算額調査対応）
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 履行期間 契約日から令和5年（2023年）3月30日
- 5 契約相手方  
住所：東京都渋谷区代々木 1-22-1  
社名：ジャパンシステム（株）
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
当該システムはジャパンシステム(株)が開発したものであり、改修業務を行うことができるのは当該業者しかいないため、随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先  
財政課 内線：2017)

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓委－2 4
- 2 案件名 令和 4 年度戸籍事務内連携のための機能の整備に係る戸籍総合システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 5 年（2023 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号  
社名：富士フイルムサービス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本契約の対象となる戸籍システムのソフトウェアは、富士フイルムシステムサービス社製であるため、同システムの著作権を保有する同社以外は対応できないため。
- 7 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2 6 5 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓委－2 7
- 2 案件名 令和 4 年度戸籍事務内連携のための機能の整備に係る生体認証システム導入業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 5 年 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府中央区和泉町二丁目 2 番 2 号  
社名：(株) 内田洋行
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本契約の対象となる生体認証装置は、既に本市で稼働中の I C カード認証システムであり、上記事業者が導入及び保守を行っています。  
本業務を上記事業者以外に委託した場合、問題が発生した場合の責任の所在が不明確となるほか、その対処に遅れが生じるなど、同システムを利用する事務に支障をきたす恐れがあるため、同事業者を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2 4 7 2

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓委－ 2 9
- 2 案件名 C S サーバ等住基ネット機器移設業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月17日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：日本電気株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件は、住基ネットシステムを運用するために必須の機器であるC S サーバ等住基ネット機器一式の、第二庁舎新サーバ室への移設及びその動作確認である。  
本機器の保守を受託者は日本電気株式会社であり、本件移設及び動作確認を別事業者へ委託した場合、住基ネットに障害等が発生した際の迅速な復旧作業を行うことができず、市民サービスに多大な影響を与えてしまうことから、本件においても同事業者を随意契約の相手方とする。
- 7 問い合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2470

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子保企委－12
- 2 案件名 市立保育所端末機器展開業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 今里町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：NECフィールドディング株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き  
  
(指定理由)  
本契約の対象となる機器の設定作業には、本市特有のセキュリティ等に関する情報が必要であり、現在これらの作業をNECフィールドディング株式会社が行っている。これらの情報は、機器更新等の度に異なる事業者知られることは、守秘義務の制約を課すとしても避けたいものであり、また、同一の事業者以外が設計及び作業を行った場合、責任の所在が不明確になる恐れがある。  
以上の理由に加え、障害発生時に確実な対応を行うことができることを考慮し、同事業者を随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先  
課名：保育企画課 内線：2642

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CG-9
- 2 案件名 粗大ごみ処理設備補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年(2023年)3月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号  
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件は、プラントの一部を構成している重要な設備の補修であり、他の機械・設備と複雑に関連しています。また、毎日搬入される粗大ごみやかん・ビン等を迅速に処理しなければならず、対応時間に制約があります。今回の補修を安全かつ迅速に行うことができるのは、対象機器を設計・施工したメーカーのメンテナンス会社である上記相手方しかないため、随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先  
課名： 管理課 連絡先： 87-4844

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 8 - 2
- 2 案件名 共通設備等点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市 小浜 1 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル  
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項  2  号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該機器は、本市の施設専用に設計されたプラント設備であり、点検整備にあたっては、プラントの性能、仕様及び機能を熟知し、同形式プラントの点検整備を行ったノウハウを活かす必要があります。  
また、施設自体が古く、点検整備時に追加整備が必要な場合も多いため、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは設備の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社しかありません。  
以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社であり、当施設を含め多数の整備実績を有する上記事業者を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先  
課名： 管理課 連絡先： 8 7 - 4 8 4 4

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社修－9
- 2 案件名 県指定重要文化財 旧東家住宅（歴史民俗資料館）床下・外壁修繕
- 3 案件場所 宝塚市 大原野字 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 5年（2023年）3月24日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県姫路市大津区天神町2丁目73番地の5  
社名：株式会社 西嶋工務店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
県指定重要文化財旧東家住宅の茅葺屋根葺替工事が完了し、再開に向けて建物の調査をおこなったところ、床下の腐食等による傷みが激しく、床が抜ける恐れがあることが発覚した。来館者の安全確保のためには、緊急の修繕が必要である。修繕契約の相手方として、文化財保護の観点から旧東家住宅の修繕実績を有する上記事業者を指定する。
- 7 問合わせ先  
課名：社会教育課 内線：2222